

第4回農業委員会定例会(議事録)

1. 日時 令和2年4月30日(木) 午前 10時 00分
午前 時 分

2. 場所 竹原市民館 3階 第5会議室

3. 出席農業委員 1 西野委員, 2 赤坂委員, 3 石本委員, 4 山元委員, 5 祐本委員

欠席農業委員

出席推進委員 ※新型コロナウイルス対策のため, 農業委員のみで開催

欠席推進委員

4. 説明員 國川事務局長, 木原係長, 鳥本主任主事

5. 審議案件

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第5条の許可を受けた土地における事業計画変更承認申請及び
履行延期承認申請について

議案第20号 非農地証明申請について

報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第6号 農地法第4条の規定による届出について

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和2年第4回竹原市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、新型コロナウイルス対策のため推進委員には出席を求めず、議決権のある委員のみで総会を進行します。</p> <p>本日の議事録署名者に、4番山元委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、西野町字兼友2161番、2163番の2筆、地目はいずれも田、面積は計1,642㎡です。</p> <p>申請の事由は、経営規模を拡大する目的で所有権を移転するために申請されたものです。</p> <p>営農計画は大豆・玉ねぎを作付け予定です。</p> <p>経営面積は今回の申請地を含め約92.8aで西野町の下限面積20aを満たしています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は、荘野小学校から東に約300m付近にあります。</p> <p>現地確認したところ、耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に2番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は、西野町字東水ヶ谷2475番1の1筆、地目は畑、面積は433㎡です。</p> <p>申請の事由は、経営規模を拡大する目的で所有権を移転するために申請されたものです。</p> <p>営農計画はキウイを作付け予定です。</p> <p>経営面積は今回の申請地を含め約47.4aで西野町の下限面積20aを満たしています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。</p>

事務局	申請地は、荘野小学校から西に約 850m付近にあります。 現地確認したところ、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 3 番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の 1 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、吉名町字城 4813 番 1, 4813 番 2 の 2 筆、地目は畑、 面積は 2,084 m ² です。 申請の事由は、居宅の隣で耕作する目的で所有権を移転するために申請 されたものです。 営農計画はじゃがいも・白菜・トマト・きゅうり・ほうれん草を作付け予 定です。 経営面積は今回の申請地を含め約 20.8 a で吉名町の下限面積 10 a を満た しています。説明は以上です。
議長	現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。
事務局	申請地は、旧吉名小学校から南に約 250m付近にあります。 現地確認したところ、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 4 番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の 1 ページ、参考資料の 4 ページをご覧ください。 4 番の申請地は、高崎町字下内浜 869 番の 1 筆、地目は田、 面積は 492 m ² です。 申請の事由は、経営規模を拡大する目的で所有権を移転するために申請 されたものです。

	<p>営農計画は野菜を作付け予定です。 経営面積は今回の申請地を含め約12aで高崎町の下限面積10aを満たしています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は、ピースリーホーム バンブー総合公園から南東に約700m付近にあります。 現地確認したところ、耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第2、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の5ページをご覧ください。 1番の申請地は、下野町字東上条2836番1の1筆、地目は田、面積は515㎡です。 申請地は、従業員駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 なお、申請地は既に従業員駐車場として使用されており、譲受人及び譲渡人の両者より農地法の許可を受けないまま駐車場として使用していることについて連名で始末書が提出されています。 譲受人及び譲渡人両者は今回の件を深く反省しており、今後は農地法を遵守する旨誓約しています。 用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は、上条橋から南東に約250m付近にあります。 現地確認時、既に駐車場として使用されていました。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>

	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 2番の申請地は、西野町字兼友2146番、2147番1、2155番5、 2156番1、2164番、2166番の計6筆、地目はいずれも田、 面積は計6,545㎡です。 申請地は、太陽光発電施設の用途で利用することに伴い、所有権を移転 するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、 第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。
事務局	申請地は、荘野小学校から東に約350m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 本件については、地表面に防草シート等の施工をしないということなの で、周辺農地に影響がないように畦の管理を適切に行うように条件を付し た方が良く考えます。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 す。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	先程、説明のありましたように、条件を付したうえで本件を許可するこ とにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって条件を付したうえで本件を許可することに 決定いたします。 次に3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の6ページをご覧ください。 3番の申請地は、竹原町字多井一ノ割2790番の1筆、地目は田、 面積は1,246㎡です。 申請地は、太陽光発電施設の用途で利用することに伴い、所有権を移転 するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、 第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。

事務局	申請地は、旧竹原西保育所から西に約 350m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 4 番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の 3 ページ、参考資料の 7 ページをご覧ください。 4 番の申請地は、塩町四丁目 1646 番 6 の 1 筆、地目は畑、 面積は 155 m ² です。 申請地は、住宅用宅地の用途で利用することに伴い、所有権を移転する ものです。 なお、申請地は、平成 31 年 4 月 26 日付竹農委第 3-31-5 号で農地法第 3 条の許可を得て取得した農地であり、本来 3 年 3 作以上耕作を求めるもの であります。譲渡人の夫がガンを患って手術しており、譲渡人も夫の看病 が必要なことから夫婦とも耕作できる状態ではなくなったため、所有権 を移転することにしました。 3 年 3 作以上の耕作ができないことに対して譲渡人から始末書が提出さ れており、譲渡人は深く反省しております。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。 説明は以上です。
議長	現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。
事務局	申請地は、竹原西小学校から東に約 600m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 5 番について事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の 3 ページ, 参考資料の 8 ページをご覧ください。</p> <p>5 番の申請地は, 高崎町字松ヶ前 1263 番 1, 1264 番 1, 1268 番 1 の計 3 筆, 地目はいずれも田, 面積は計 1,078.19 m²です。</p> <p>申請地は, 太陽光発電施設の用途で利用することに伴い, 所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で, 第 2 種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は, ピースリーホーム バンブー総合公園から北に約 300m 付近にあります。</p> <p>現地確認時, 耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑, 意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので, 本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に 6 番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の 3 ページ, 参考資料の 9 ページをご覧ください。</p> <p>6 番の申請地は, 忠海長浜三丁目 3344 番 1 の 1 筆, 地目は畑, 面積は 469 m²です。</p> <p>申請地は, 資材置場の用途で利用することに伴い, 所有権を移転するものです。</p> <p>なお, 申請地は既に資材置場として使用しており, 譲受人から自社所有地と誤認して使用していたとの申述書が提出されております。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり, 第 3 種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は, 忠海高校から西に約 1000m 付近にあります。</p> <p>現地確認時, 既に資材置場として使用されていました。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑, 意見なし」の声あり</p>

議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に7番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ、参考資料の10ページをご覧ください。 7番の申請地は、忠海床浦二丁目4147番6、4149番4の計2筆、地目はいずれも畑、面積は計228㎡です。 申請地は、自己住宅の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。
事務局	申請地は、JR忠海駅から西に約250m付近にあります。 現地確認時、耕作されていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に日程第3、議案第19号「農地法第5条の許可を受けた土地における事業計画変更承認申請及び履行延期承認申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ、参考資料の11～12ページをご覧ください。 本議案は、令和2年2月28日付指令竹農委第5-2-7号により農地法第5条に基づく許可を受けた土地の事業計画変更承認申請についてでございます。 転用目的は分譲住宅用地の用途です。当初計画では建売住宅用地として9区画を予定していましたが、建売住宅用地5区画及び注文住宅用地5区画に変更するものです。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり

議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって事業計画の変更を承認いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>議案の5ページ、参考資料の13～14ページをご覧ください。</p> <p>本議案は、令和1年11月29日付指令竹農委第5-31-92号により農地法第5条に基づく許可を受けた土地の履行延期承認申請についてでございます。</p> <p>転用目的は豊山窯の来客者用駐車場の用途です。当初計画では完成期限が令和2年3月31日の予定でしたが、令和2年11月30日まで履行の延期を申請するものです。</p> <p>なお、履行期限を過ぎての申請となったことについて、譲受人より深く反省しているとの弁明がありました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって履行延期を承認いたします。次に日程第4、議案第20号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>議案の6ページ、参考資料の15ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、吉名町字下郷附4928番4の1筆、地目は田、面積が330㎡の農地です。</p> <p>申請地は、昭和39年頃より現在に至るまで住宅敷地として使用されており、地目変更登記を行うために申請されたものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	現地確認を行った事務局から補足説明をお願いします。
事務局	<p>申請地は、旧吉名小学校から東に約250m付近にあります。</p> <p>現地確認時、既に住宅敷地として使用されていました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。

	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。続きまして、日程第5，報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の7ページ，参考資料の16ページをご覧ください。 令和2年3月に農業委員会に届出のあった件数，筆数，面積について報告いたします。 件数は3件，筆数は田0筆，畑9筆の計9筆 面積は計1,842㎡の届出がありました。詳細につきましては参考資料の16ページをご確認ください。説明は以上です。
議 長	次に日程第6 報告第6号「農地法第4条規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の8ページ，参考資料の17ページをご覧ください。 令和2年3月に農業委員会に農業用施設の届出のあった件数，施設の種類，施設の面積について報告いたします。 件数は1件，施設の種類の農業用倉庫1棟，施設の面積は57.3㎡です。本件は，耕作者が耕作を行っている農地に自らの農作物の育成のための農業用施設を建設する場合であって，農業施設の規模が2a（200㎡）未満であれば許可を要しないこととしていることに伴い，違反転用と区別するために届出案件となっているものです。詳細につきましては参考資料の17ページをご確認ください。説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き，事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
	事務局からは特にありません。
議 長	以上をもちまして，令和2年第4回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

令和2年4月30日

議 長 祐本 征武

署名委員 山元 禮子